

事業者向け 太陽光発電設備の設置を支援します**対象事業**

発電した電力は自家消費を目的に（自家消費率60%以上）、松本市内に新たに導入する50kW以上の太陽光発電設備に対し、設備投資分に係る固定資産税相当額を補助します（※固定価格買取制度の認定を受けた設備は申請できません）

※令和6年設置分の設備に対し、令和7年度から申請受付け予定

対象者

松本市内に対象償却資産を有する事業者

- ・当該資産を直接所有する場合：市内事業者に限定
- ・PPAによる第三者所有の場合：市外事業者も可

補助期間

課税開始初年度から起算し5年間（市外事業者は3年間）

詳しくは、松本市ホームページをご覧ください→



【お問合せ先】

松本市役所 環境・地域エネルギー課

電話 0263-34-3268 FAX 0263-34-3202

労政課よりお知らせ

松本市勤労者福祉センター

令和7年4月1日から、松本市勤労者福祉センターに指定管理者制度を導入します。公募・選定の結果、静岡ビル保善株式会社（本社：静岡県静岡市葵区 代表取締役：石井宏司）を指定管理者に指定しました。

施設の管理・運営が、松本市から指定管理者に引き継がれますので、ご理解と引き続きのご愛顧を賜りますようお願いいたします。

なお、指定管理者制度導入に伴う行政改革の取組みにより、令和7年度から労政課を廃止して、商工課に労働・雇用担当を新設し、一部の業務を移管しますので、今後とも宜しくお願いいたします。

松本市勤労会館

松本市勤労会館は、消防設備に係る違反があることが判明したことにより、貸館業務を停止しましたので、受付することができません。

誠に申し訳ございませんが、隣接する松本市勤労者福祉センターの会議室をご利用くださいますようお願いいたします。